

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第2条第4項に基づき、特に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として規定し、該当する鳥獣を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。)第1条の2で定めています。

今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成 5 年政令第 17 号。以下「種の保存法施行令」という。)の改正を検討しており、これを受けて、以下 1～3 に係る施行規則の改正を検討しています。

1. 希少鳥獣の指定解除(法第 2 条第 4 項—施行規則第 1 条の 2(別表第 1))

- 法第 2 条第 4 項に定める希少鳥獣の指定については、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 28 年環境省告示第 100 号)において、
環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣で、環境大臣が定めるものとし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。
とされている。
- オオタカについては、レッドリストにおいて、NT(準絶滅危惧)とされていたが、種の保存法施行令により国内希少野生動植物種に指定され、必要な規制が講じられていたため、施行規則においても例外的に希少鳥獣としていた。今般、種の保存法施行令改正により、オオタカの国内希少野生動植物種からの指定解除を検討しているため、併せて施行規則別表第 1 に規定する希少鳥獣からも指定解除をするため、道標より、以下の種を削除することとする。

科名	種名(括弧内学名)
タカ科	オオタカ(アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ)

2. 販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加(法第 23 条、第 24 条第 1 項—施行規則第 22 条、第 23 条)

(1) 販売禁止鳥獣の対象種(施行規則第 22 条関係)

- 法第 23 条の規定において、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある種について販売を禁止しており、施行規則第 22 条において、販売禁止鳥獣を具体的に定めているところ(現在、1 種指定されている)。

- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとする。

(2) 販売の目的（施行規則第 23 条関係）

- 法第 24 条の規定において、販売禁止鳥獣等の販売の許可に当たっては、販売されることにより鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められる販売目的であることを求めているところ。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとしているが、その販売許可に係る目的として、博物館、動物園その他これに類する施設における展示を設定することとする。

3. 輸入を規制する鳥獣の追加等（法第 26 条第 1 項―施行規則第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2）

(1) 輸入を規制する鳥獣（施行規則第 27 条関係）

- 法第 26 条第 1 項の規定において、国内での違法な捕獲を防止するため、国外から輸入する取引について、適法に捕獲されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された許可証を添付してあるものでなければ輸入してはならないと定めており、施行規則第 27 条において、現在 33 種を指定しているところ。
- 今般、輸入を規制する種として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

(2) 証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの（施行規則第 29 条関係）

- オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の付属書Ⅱに掲載されており、輸出には輸出証明書の添付が義務づけられていることから、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）に関し証明書制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域は指定しないものとする。

(3) 特定輸入鳥獣（施行規則第 29 条の 2 関係）

- 法第 26 条第 2 項の規定において、輸入を規制する鳥獣（特定輸入鳥獣）については、輸入後速やかに環境大臣から標識（脚環）の交付を受け、当該鳥獣に着けなければならないこととされており、施行規則第 29 条において、特定輸入鳥獣として現在 21 種を指定しているところ。
- 今般、特定輸入鳥獣として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。